

会議録

会議の名称	西東京市子ども子育て審議会（仮称）子ども条例検討専門部会 第5回
開催日時	平成30年1月12日（金曜日）午後7時から午後9時まで
開催場所	イングビル3階 第3・第4会議室
出席者	部会員：荒牧部会長、早乙女部会員、菅野部会員、長倉部会員、林部会員、古川部会員 事務局：子育て支援部長 保谷、子育て支援課長 飯島、保育課長 遠藤、保育課主幹 岡田、児童青少年課長 齋藤、子ども家庭支援センター長 日下部、子育て支援課長補佐 渡邊、子ども家庭支援センター長補佐 金谷、子育て支援課調整係 栗林、田中、八巻 欠席者：浜名部会員、保谷部会員
議題	1 報告 (1) 「子どもヒアリング」の途中経過について 2 内容 (1) （仮称）子ども条例に盛り込む内容について ① 条例の項目について ② 「市やおとなの役割」について ③ 「意識の向上」について ④ 「子ども参加」について
会議資料の名称	資料1-1 子どもヒアリングまとめ（青嵐ブックカフェ） 資料1-2 子どもヒアリングまとめ（学び塾「猫の足あと」） 資料1-3 子どもヒアリングまとめ（ココスポ東伏見） 資料2 他自治体の条例の構成について 資料3 他自治体の条例の項目について 資料4 これまでの専門部会における「条例に盛り込む内容」についての意見等 資料5 子ども参加について
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>1 報告</p> <p>(1) 「子どもヒアリング」の途中経過について</p> <p>○荒牧部会長：</p> <p>ヒアリングはまだ途中の段階であるし、プライバシーの問題もあるので資料1-1から1-3の取り扱いは非開示とする。 事務局から説明をお願いします。</p> <p>（資料1-1～資料1-3について事務局から説明）</p> <p>○事務局：</p> <p>資料1-1から資料1-3には子どもの抱える深刻な悩みや不安も記載されている。プライバシーに関わることもあるので、資料は非開示とし、議事録の記載についても関連する内容は伏せさせていただきたい。 今回は青嵐ブックカフェ、猫の足あと、ココスポ東伏見でのヒアリングについて報告する。 質問内容としては、子どもたちの興味・関心・楽しみ、居場所、不安・悩み及び相談、子どもの意見表明・参加、自己肯定感について内容や理由を聞き取った。また、子</p>	

どもの権利条約の内容を知っているか、日本では子どもの権利が守られているか・いないか、子どもたちの考えを聞いた。最後に西東京市が好きかどうかとその理由を聞き取っている。そのあとに、子どもが相談できる窓口21箇所をまとめて記載したものに知っているか、使ったことがあるか、しるしをつけてもらった。

青嵐ブックカフェは、市内で行なわれている放課後カフェという取組みのひとつで、市民活動団体の方々が中学校を中心に子どもの放課後の居場所づくりとして実施している。青嵐中学校は、図書室を利用して飲み物を飲みながら友だちと話したり、本を読んだり、勉強をしたりするようになっている。当日は200人以上の子どもたちが参加して、とても賑わっていた。その中で1人当たり20分から30分かけてヒアリングをさせてもらい、23人の子どもたちに話を聞いた。

学び塾「猫の足あと」は学習支援の団体で、小学生と高校受験に向けた中学生が放課後に集まって宿題や勉強をする場所になっている。また同時に、子どもたちに対しておやつや夕食等の提供も行なわれている。11人の子どもたちに聞き取りを行なった。

ココスポ東伏見は、団体代表である早乙女部会員にご協力いただき、12月22日午後7時からわいわいバスケットとスポンジテニスの活動中に伺った。参加者は全体で50人はいたかと思う。そのうち15人の子どもたちに聞き取りを行なった。小学生・7歳から中学生・12歳までと年齢層が幅広かった。

ヒアリングは今後も続けていく。来週は障がい児の保護者の団体への聞き取りと子ども日本語教室でのヒアリングを予定している。児童館・児童センターへの聞き取りの実施も調整中である。また次回以降の会議で報告したい。

○荒牧部会長：

事務局からも説明があったが、この資料の取扱いはくれぐれも注意していただきたい。最終的には、ヒアリングのまとめを整理したものを市民の皆さんにも提供するようにしたい。ヒアリングに行った林部会員や事務局であらためて整理してもらおうと思っているが、今の段階で指摘しておきたいことはあるか。

○林部会員：

私は猫の足あととココスポ東伏見に行った。猫の足あとの特徴は自己肯定感の部分だと思うが、ああいう場所に来られて落ち着いているというのが見て取れた。ココスポ東伏見はいろいろな学校、年齢の子どもが混ざってやっているのがすごくいいのだろう。だからこそ居心地がいい場所として選ばれて子どもたちが来ているのかなと思う。

相談できる場所は、子どもたちには知られていないのが見て取れる。その中で中学生から、中学校ではカウンセラーと1回は話すという取組みがあると聞いた。そのことでカウンセラールームに行くということのハードルが下がっているようだ。西東京市はそういう取組みを丁寧に行っているのが見えた。

○早乙女部会員：

ココスポ東伏見に来ている子は、基本的に恵まれている子が多いのかなという印象を率直に受けた。ただそういう中でも隠れて何かを抱えている子もいるし、今後そういうところに目を向けていきたいなと思っている。

○林部会員：

ココスポ東伏見の場合はスポーツをしている合間でのヒアリングだったため、周りにほかの子がいる中で聞くような状況で、友だちからチャチャが入ったり言いにくい雰囲気

気があったりしたので、個別に聞くということが大事だなと思った。丁寧にやっていると一人当たり20分から30分はかかるし、そういう意味では大変な作業だと思う。

○荒牧部会長：

子どもの権利条約の認知度が圧倒的に低く、子どもの権利についての認識がいろいろ心配される。また次回以降の部会で整理してもらって、それを条例に生かしたいと思う。引き続きヒアリングをよろしく願います。

2 内 容

(1) (仮称) 子ども条例に盛り込む内容について

- ① 条例の項目について
- ② 「市やおとなの役割」について
- ③ 「意識の向上」について
- ④ 「子ども参加」について

○荒牧部会長：

これまでの議論を踏まえ、西東京市の子どもに関わる条例は総合的なものにするということは、部会の合意事項として進めたい。その中に居場所づくり、救済制度、子ども参加を入れていくことの意味は再三確認していると思う。

盛り込む内容については、他自治体の総合的な条例を参考にしながらも、西東京市が力点を置く部分を強調するものにしていきたい。

それから、子どもたちの思いや願い、西東京市の行政の到達点・今進めようとしていること、更に市民・NPOの取組み状況を念頭において、条例があることによってどのように救済が、参加が、居場所づくりが進むのかということを考えながら条例文案を作っていく。条例文を作ることが目的ではなくて、その条例によって西東京市の今の子どもの状況をどういうふうによりよくしていくのか、ということ念頭に置きながら議論をしていくということである。

事務局に、代表的で参考になる3つの自治体の条例について資料を用意してもらった。説明をお願いします。

(事務局から資料2～資料4について説明)

○事務局：

資料2は各自治体の条例の章の構成を並べてある。どの自治体も6～7章の構成で、条文は30前後である。総則から始まって、基本となる施策、子どもの権利についての記述、推進の取組み内容、子どもの相談・救済について、条例の推進計画と評価等が記載され、最後は雑則として委任がつく骨組みになっている。

内容については資料3に項目を列記し、各自治体の条例に記載があるかないかを整理した。

資料4は、これまでの議論で条例に盛り込む内容についての出た意見と第1回専門部会での荒牧部会長の講和から重要と思われる部分を抜き出してまとめたものである。

○荒牧部会長：

こういう条例の場合、目的とか総則において市等の役割とか条例として必要な項目と、救済制度、参加、居場所作り等についての項目が必要になってくると思う。ただ、西東京市の子どもたちの現実や、西東京市の行政や市民の皆さんの動きの中から、必要

ないと思う項目とか強調したい項目とかがあればまず伺っておきたい。

資料3にあるように、総則、役割、子ども施策、相談救済、参加の仕組み、条例をどのように推進するかというあたりは、総合的な条例だと大体入っている。

権利のカタログについては、川崎市では子どもたちとの議論の中で、子どもたちに伝わるようにという意見があって入れた。それを参考にしたほかの自治体でも入れるようになってしまったが、何番目かに作った多治見市は、前文で基本的な考え方を入れただけで、条例によってあらためて子どもの権利を確認することは敢えてしなかった。その中間的なのが松本市で、具体的に権利のカタログを提示するのではなくて、基本的な考え方を前文に書くと同時に条例の規定の中にも入れた。西東京市はどうか。検討の余地はある。

子ども条例には前文があるものが多いが、通常の条例には前文はつかないことが多い。西東京市は前文で条例の考え方を示すのかどうか。

皆さんの意見を基にしながら、次回くらいに全体的な構成を提示する形で進めていきたいと思っている。

○古川部会員：

権利擁護委員の設置で、擁護委員の仕事はどういう立ち位置で書かれているのか。

○荒牧部会長：

日本では30余りの自治体で公的な第三者機関として権利擁護委員制度が置かれている。一番最近できた国立市は全体的なオンブズパーソンで、川崎市の場合は男女と子どもを対象にしているが、ほかは子ども固有の制度として置かれているのが圧倒的に多い。

なかなか出てきづらい子どもからのSOSを、独立した公的な第三者機関として受けて、相談にのったり、調整をしたり、調査に入った上で必要であれば勧告をしたり、取組みの中で背景にある制度が問題であるとなればその改善の提言をしたりという取り組みをしているところが多い。

○古川部会員：

そのあたりはすごく大切だと思う。実際、西東京市も頑張って一生懸命やってはいるが、現実として子どもの自死が続いていたりして、子どもを大切にしている気持ちが子ども自身になかなか伝わりにくいのかなと感じる。オンブズパーソンの存在が明確にあることが条例を生きたものにするのではないかという気持ちはある。

○荒牧部会長：

全国で最初に公的な第三者機関を作った兵庫県川西市で行なった調査では、子育てサービスの中で一番有用だと思うものは、何かあったら相談すれば何とかしてくれるという安心感で、子どもオンブズパーソンが断トツだった。新しい制度だったので最初は学校から警戒されたりしたが、いきなり調査して勧告するというものではなく、子どもにとって最も良い解決の仕方を子ども自身と共に考えながらやっていく方法がだいぶ定着してきている。ただ、川西市での公的な第三者機関の認知率は圧倒的ではない。

その点、福岡県宗像市の第三者機関の認知度は、小中学校ではわずか3年ほどで90%後半となった。入学式等で一定の時間をもらってパワーポイントやビデオとかを使って紹介したり、子どもたちが集まるところに事務局が行って説明したりすることで、認知度を高める取組みをしている。

○古川部会員

もう一つ気になっているのは不登校の問題で、子どもの考えではなく保護者の考えで学校に行かせないということがある。そういう子が自分の思いを言える場所を考えると、先ほどのヒアリング報告でも、相談窓口はたくさんあっても子ども自身が知らないという現実がある。今ある相談機関がもう少し上手く稼働すればいいのだが、それはそれとして、何かの団体のカラーがあるとかではなくフェアなところで安心して子どもが相談しながら、子ども自身の意見を子ども自身のものとして受け止めてくれる機関があるといいのではないかと思った。

○荒牧部会長：

そういう第三者機関が意識しているのは、最終的に子ども自身からの思いや声をちゃんと聞くということで、それが聞けないなら自分たちは関われないというぐらいの姿勢でやっている。当然親からもそれぞれ話を聞くが、子ども自身の思いや願いをちゃんと受け止める。ここが一番しんどいし、専門性が表れる部分ではないかと思っている。そういう取り組みを結構苦労してやっている。

私は以前の早乙女部会員の発言が大変印象に残っている。条例ができて、実際にどういうふうの効果があるかわからないし、イメージがわからないという、これは実際に多くの人たちが感じる事だろう。条例ができることによって何が変わるのかという部分は、私たちが条例文案を提案する時も当然意識しないといけないことだと思う。

○早乙女部会員：

資料3で比較すると、世田谷区の条例だけは質が全く違うように見える。大人が子どもの意見を聞くということも書いていない。それと、豊田市・松本市の子ども会議で子どもの意見を聞こうとする条例とは、真っ二つに分かれるような印象がある。

○荒牧部会長：

世田谷区は子どもの権利を基本に置いた条例づくりをしようとしていた時に区外から反対の声がものすごくあって、権利を基本にするというより子どもに関わる条例を作るということをやった結果、条例があまり生かされていなかった。その後、行政の方が子ども施策の中で条例を活用し始めて、途中で条例改正をして救済制度を入れたので、豊田市や松本市とはちょっと内容が違う。

ただ、条例の下で子ども施策を進めるという意味では、東京では今、世田谷区が一番そういう方向になっているので資料に上げてもらった。

○早乙女部会員：

会議を設けて子どもの意見を聞くのが、必ずしも良いとは限らないと思う。

あと、先ほどから第三者機関とか子どもが相談しやすいという話が出ているが、本当に困っている子どもが、明らかに困っている子どもの相談窓口に果たしていくのか。専門の方がいるような名前の機関では、子どもはかなり敷居が高く感じると思う。ましてや、親はもっと子どもに嫌な思いをさせたくないというのが先に立つと思うので、第三者機関がどういうものであれ、専門のもので作るというのはちょっといかがなものかなという感じはしないでもない。

例えばうちのスポーツクラブで私が普通に子どもたちと話してるような感じで話ができるようなものを作った方が、子どもたちも話しやすいし、話も聞きやすい。カチッとし

た第三者機関となると、学校側も保護者もすごく構えてしまって、どんなに良いものであっても周りの大人がそれを理解するのに凄く時間がかかってなかなか認められないし、温度差があって難しいのかなと思う。

○荒牧部会長：

制度の設置とその運用の問題で、重要な指摘だと思う。制度設置の場合、権限とか独立性とかとどういうふうに運用するかで、特に運用は模索しながらやっている。

ホッとしたところでないとなかなか相談もできないので、子どもの居場所や学んでいるところの横に設置して敷居を非常に下げたり、擁護員が子どもが一番安心してるところに出向いて知り合いになっていく形でやったり、それから、今早乙女部会員が言われたように、子どもたちがいるところのスタッフと連携しながらスタッフが相談につながるとか、色々工夫しながらやっているようである。

○長倉部会員：

周知を考えた時にはあまり項目の量が多くない方がいいのではないかと考えていたが、資料3を見て、どれも必要でカットできないと思った。では、条例を作った後どうなっていくのか、なぜ条例が必要なのか考えたときに、資料4の冒頭にあるように、子どもたちが自分たちの人生の主人公になるために、子どもが生き生きと自分の人生を生きられる内容になればいいんだなと思った。

では大人が読みやすければいいのかとも考えたが、子どもの権利条約の周知度がすごく低いというところで、当たり前ということは誰かのおかげで成立しているということ子どもたちが知るのも大事なことだということと、子どもが読んでこれ自体が救済であるということに気づけるような、前文がキャッチーなものだったりするといいかなく感じた。

○林部会員：

今回ヒアリング等をしていて、西東京市は子どもにとっていろいろな施策がなされていると感じているので、それをより促進していく裏づけとなるものが条例に書かれるといい。あとは、もっと子ども自身が、市政とまではいなくても、学校等に対して自信を持って自分の意見を言えたり、他者との違いの中で発言できる場作りをしていくことが大事だと思っているので、そこを強調していくことが大事だと感じている。その中で、何かあったときにはきちんと相談・救済がされるといいと思っている。

○荒牧部会長：

先ほど総合的な条例といったが、例えば、今言われた参加と救済は別々のものではない。相談・救済をしながら、自分の個人的なものが社会的なものになっていたりして、その解決の主体になることを通じて参加の部分も権利擁護的な部分も出てくる。

子どもの意見表明・参加の部分についても、そもそも日本が子どもの権利条約を批准しているので、大人が都合のいいときに保障するのではなくて、子どもたちの当然の権利である。問題はどこまで権利を行使する手立てを盛り込むかで、条例に盛り込むと「しなければいけない」になるので、ほかの多様な参加の仕組みをかえって制約してしまう可能性もある。かといって意見表明・参加を進めますという文で手立てを委ねてしまえば、いくらでも「進めています」といえるようになってしまうので、取組みを制約しない形でいかに仕組みとか条件整備をしていくかが非常に難しいところである。

○古川部会員：

例えば虐待などで実際に今起きている事件は、通告があって民生児童委員や主任児童委員も結構頑張ってご家庭に行っても、保護者に大丈夫だといわれるとそれ以上入り込む権限がない。そのあたりで、調査に入れるような、現状を確認できるようなものになると問題の早期発見につながるのではないかと思うが、そういうものは難しいのか。

○荒牧部会長：

結論から言うと非常に難しい。特に虐待の問題は、条例で児童相談所の権限を越えるようなものを作るのは非常に難しいと思う。

○古川部会員：

児童相談所のキャパ等の理由で、家庭が整っていないで戻せる状態ではなくても戻ってくることもある。それを見守れといわれても、家庭に戻されたものを見守るとするのは、言葉はきれいだが、余りにも力がなさ過ぎて情けない思いになる。

荒牧部会長：

それは検討の余地があるかもしれない。虐待を受けている子どもの場ということではなくもっと違った形で、子どもたちが駆け込める場のようなことを検討する余地はあるだろう。ただ、市の現実を無視した形で条例に盛り込んでもなかなかうまくいかないで、今の市や市民の取り組み状況を踏まえながらになる。もう少し虐待対応ができるような状況を検討したいということでもいいか。

○古川部会員：

子ども家庭支援センターも連携して一生懸命やってはいても、家庭の支援というのはそんなに短い期間でどうにかなるものではないので。

○荒牧部会長：

条例文を見ると、親がしっかりするように書いた条文を作っているところがあるが、そんなものを書いたところで何も変わらない。それを支援する施策に結びつくような規定にしていくことが重要になってくると思う。

この条例によって虐待対応は、いじめ対応は、またこのところ社会的な問題になっている子どもたちの貧困へ対応は、どういうふう to 実施されるべきなのかということも勿論念頭に置きながらやっていければと思うし、特に行政サイドは、この条例ができたときに自分たちのこれまでの施策がどういうふうに進展するのかというのを、条例文案を我々が検討するのと同時に検討してもらいたいと思っている。

いずれにしても、条例は万能ではないので、条例ができればなんでも進むというわけではない。行政や議会や市民NPOという関係機関と連携しながら進めていく一つの鍵になるものという位置づけだと思う。条例ができた後、いかにみんなで努力していくかというのが結構しんどいところだ。

○古川部会員：

子どもは親の私物ではないという意識がまだまだ足りていないと思っている。親の都合を優先して、例えば親が使った残りのヘアカラーを、子どもの健康被害等も考えずに、もったいないから子どもも染めてしまうという感とか、夜遅くの居酒屋は子どもにとっては劣悪な環境だし、夜遅くまで起こしていることになるにもかかわらず、家族で一緒

に食べているんだからいいだろうという感覚とか。

そういうものの見方や、私物化と本当にかわいがることとは違うというあたりの意識が持てるようになっていくと、子どもの権利といった時のトゲトゲしたギザギザな感じから解き放たれるのではないかとずっと感じている。

○荒牧部会長：

こういう条例を作っている自治体は、母子手帳に条例の抜粋を入れたり、母親の健診をするところで条例や子どもの権利条約のことを伝えたり、保健師に研修をしたりする中で、大元の認識の部分を親になる人たちに早い段階で伝えるということをやっているところもある。

条例の普及について、条例の規定としては「条例を普及します」という条文になるが、具体的にどういうふうに普及をするかという工夫は他の自治体を参考にしながらやっていく。条例に基づく推進計画を作って具体的な施策を決めている自治体もあるし、西東京市で言えば子育て・子育てワイワイプランのような子どもに関わる総合的な計画の中に盛り込む考え方もある。条例文と実施の両方の部分が重要になってくると思う。

○早乙女部会員：

条例を作ることが着地点になってしまうとその後が進まないというなら、逆に、条例を敢えて不十分なもので作ってしまってみて見直していくのはどうか。例えば1年やってみて、不十分で問題が出てくれば、そこで子どもの意見を入れて専門の方と一緒に条例を作っていくって、その子が子どものときに自分が条例の対象だったのが、10年後に条例がすごく大きくなって、その子も大人になってというものがあってもいいのかなと思う。

先ほど話が出ていた、子どもの権利を親が侵害する、踏み込みたいというのも立場上当然のことだと思うが、それをやると親のところに戻ったときにもっと問題が大きくなってしまおうというのはよく聞く話で、なかなか難しいと思う。

ではその子にとって何がいいかと考えると、例えばこの条例を作るにしても、その子の意見を出せる場がないというのが現状だと思う。

何かあって相談に行くなら、やっぱりまず一番は市役所だと思うので、子どもの意見とかSOSを聞く専門の部署は、子育て支援部の中に絶対に明確にないといけない。そこプラス、うちのスポーツクラブとか、学校とか、いろいろなところに子どもたちのSOSとか権利を受けとめて守れるようなものがあって、子どもの相談を受けたことをオブザーバーなりに相談したりできるといい。それで一緒にこの条例についても、不十分だと子どもたちが意見を言う場がそこにできれば、もっと子どもたちへの周知も上がるし、意味がわからなくてもそれを幼稚園くらいからやらせても面白いのかなと思ったりもする。

○荒牧部会長：

いじめ防止対策推進法には3年ごとに見直すという規定が附則にあるが、今の早乙女部会員のご意見からすると、条例で、子どもの声を聞いて条例文を見直すという規定を持っている条例は今までない。

○古川部会員：

見直しは当たり前のような気がしていたが、そういうものなのか。

○荒牧部会長：

条文を作るタイミングというのもある。実際にいじめ防止対策推進法も去年見直さないといけない状況だったが、条文はほとんど作り込まれているので、見直しを余り気にしていない。また、単に条例の実施状況を見直す、ではなくて、子どもの声を聞いて見直すという法は、附則でも今までない。

○早乙女部会員：

資料3の子ども会議の設置というのは、そういうことのための会議ではないのか。

○荒牧部会長：

子ども会議は、子どもが公募で集まってまちづくり全体について自分たちで議論をして、1年間の活動を終えてその自治体に提案をするというのが多い。

引き続き、いろいろアイデアも含めて意見をいただいた上で、それらを踏まえながら次回は条例の項目的な全体像をお示しして、全体を常に意識しながら個別の部分を検討するという方向でよろしいか。それまでに何かご意見等があれば事務局に連絡していただければ私のところに届くので、それを踏まえて全体像を提案する。

議題にある市や大人の役割、意識の向上、子ども参加については、総合的な条例の中では必ず入ってくる項目だと思う。子ども参加について資料が出ているので、先に事務局から説明をお願いします。

(資料5について事務局から説明)

○荒牧部会長：

条例で総則にあたる市や大人の役割という部分、子どもの捉え方・子どもの権利についての意識の向上の部分、子どもの意見表明・参加の部分について、素材を提供してもらった。

まず、条例なので市がどういう役割を果たすかという部分がひとつ重要で、この規定はどこもほとんど同じで基本的には変わらない。

保護者の役割も、世田谷区は保護者の努め、豊田市は責務、松本市は保護者の役割という規定がある。ここで世田谷区とほかが違うのは、豊田市と松本市は第3章で保護者が役割を果たせるように必要な支援を受けることができるというふうにしている。要は、役割を果たさなければいけないというところにとどめてしまうと上からの説教になってしまって、全部保護者の自己責任のみで終わってしまう。少なくとも西東京市の規定では、保護者の役割とか大人の役割を規定するにしても、そういう役割を果たせるように支援を受けることができるというのを明記しなければ、伝わらないし、本来の役割を果たすようにはならない。それはこれまで議論の中で、皆さんが考えていることだと思うし、そういう方向性になると思う。

子ども参加については、多くの条例で子どもの意見表明・参加を進めるという項目は入っている。それは、例えば川崎市、豊田市、松本市をはじめとする一定数の自治体では子ども会議というのを設置していて、そこを通じて市制やまちに対して意見が言える仕組みを設定しているところと、そうではなくて、ただ進めますとしているところに分かれる。ただ前提として、意見表明・参加が権利だというのは子どもの権利条約の重要な原則のひとつであり、児童福祉法の改正でも子どもを意見の尊重してやっていくように規定されている。それから、ユニセフの「子どもにやさしいまち」の要素の中でも最も重要な要素に子どもの意見表明・参加というのが置かれている。そういうことを踏ま

えたうえで、西東京市としてどこまで規定するのか考えてほしい。

条例で規定するという事は、しないといけないということになる。本来は子どもや人たちがいて制度が動くのに、制度や仕組みは一旦作るとその制度ありきになる可能性もある。ただ、意見表明・参加を進めます、とすれば進むかという、この子どもの権利条約ができて約30年になるが今でも進んでいない。そういう状況の中で、西東京市が新たに仕組みや制度なりに取り組むことによって、どこまで進むことができるのかということだが、どういうものがあるのか。

○林部会員：

松本市の条例には、子どもにやさしいまちづくり委員会はあるが、子ども未来委員会は出てこない。条例には子ども会議を設置するとも書いていないが、これは何に基づいているのか。

○荒牧部会長：

子どもにやさしいまちづくり委員会は検証の委員会なのでちょっと違う。意見表明・参加に関する記載はいくつか出てくる。具体的には第11条があるが、いずれにしても条例に基づいて作られたものだ。

○林部会員：

松本市は、子ども会議を作ります、とはしていないけれども第11条を踏襲して子ども未来委員会を作っているということであれば、きっとそこは制度ありきではなく書き方に工夫ができるのかなと思う。

○荒牧部会長：

そのとおりで、子どもの意見表明・参加をすすめますという条文と、仕組みを作るようにしますという条文とは全然違う。松本市の条例のような規定にしたなら、何らかの仕組みをつくらないといけないが、どういう仕組みかはその時々に応じてやり方がある。ところが、川崎市の場合は条例で子ども会議と決まっている。

川崎市はちょっと複雑で、もともと地域の人と学校が一緒になって学校の問題に取り組む地域協議会議という社会教育の会議が歴史的にあって、その中に子ども会議というのがすでにあった。さらに、7行政区の中にも子ども会議というのがあったので、条例を作るときにそこと条例との関係をどうするか随分議論して、それでも市全体の仕組みが必要だということで条例による会議も作った経緯がある。

規定の仕方はいろいろであり、松本市のような規定にするとしても、どういう仕組みにするのかはある程度念頭においてやる必要があるなと思う。

ほかに子ども参加のところで林部会員のご意見はあるか。

○林部会員：

形ができて実際に子どもが集まるのか。松本市は、小学生は参加するけど中高生は参加しないとかの課題は出てきている。運用面は結構大変な部分はあるし、西東京市でどこまで実効性をもってやれるのか。年によって変わるといのもあるので、そこはいろいろと検討が必要かなと思う。

○荒牧部会長：

今は市政やまちに対して意見を言う仕組みとうことで議論しているが、児童館をはじ

めとして、子どもたちが利用する施設における子ども参加という問題への対応もある。例えば、川崎市は、子どもたちが利用する施設を作ったり運営するときには、子どもの意見を聞かないといけないということになっているので、全ての児童館で子どもが参加する協議会がある。松本市は、児童館で子どもの意見を聞かざるを得ないし、新しく児童館を作り直すときも設計図の段階から子どもたちの意見を聞いてやっている。実際にどうするかということがないと、条文の中だけの話になってしまう。どこまで西東京市で踏み込むかということである。

川崎市は、学校では四者協議会を条例に基づいて作るということになっている。文科省作った学校評議員制度は、校長がメインで地域の人と保護者によるもので、子どもが参加をすることは全く念頭にないので、川崎の場合はその学校評議員制度を兼ねて、子どもと保護者と地域の人と学校という四者の協議会を開催しないといけない。ところがその協議会も、川崎市の権利委員会の検証ではピンキリで、協議会委員の半分くらいの子供たちがいて、子どもたちが意見も言えるような雰囲気議論をして、それを受けてそれぞれの決定機関が決定をして動くということをしている学校もあれば、学校評議員制度と変わらない、全部校長が仕切って終わりという学校もあった。なので、どこまで想定するのかという問題と、スタート後の運用をどういうふうにチェック・検証するかという問題もあわせて検討していかないとそのままになってしまう。

○林部会員：

そういう意味では、子ども参加だけではなく、推進と検証の部分をきちんと条例の中で設けるべきだろうと私は思う。子ども参加だけではなくて、子どもの権利保障というものが西東京市の施策の中のあらゆる部分で進んでいるかどうかをきちんとチェックする。またそれに、勧告まで行くかどうかはともかく、委員会としてしっかり踏み込んだことが言えるようなものができなければ、子どもの権利保障は進まない。条例だけの話ではないと思うので、そこはやった方がいいと思う。

○荒牧部会長：

いずれにしてもこれは行政だけが進めればよいものではなくて、関係機関や市民とともに、最終的には子どもとともにというものである。この条例の実施にあたって、子どもが全く蚊帳の外に置かれるような状況だと意味がない。子どもたちに届くとともに子どもたち自身がいかに動けるようにするかということは、条例の文案以上に重要な件だと思う。

時間が迫ってきているが、今日のところで、こういうところはどうなっているのか、こういうところを検討したほうがいいというのがあったら聞いておきたい。

○古川部会員

先ほど話があった、親が第一義であっても市がそれを支援する形を持っていないといけないという部分で、そのバランスがいつも難しいと思っている。結局「市がしっかりしろ」みたいな所に流れてしまっただけは何もならない。今の学校教育の中で、子ども自身が問題意識を持ったところから始まり、チームを組んである程度の時間をかけて取り組み、何かを作り上げるという経験値は全体的に高いとは言えないように思う。

○荒牧部会長：

ほかにはよろしいか。

次回は居場所とか救済の問題について、これまでの議論を整理したり、皆さんから意

見をもらおうと思っている。

3 その他

○荒牧部会長：

時間が来たので、その他について事務局から願います。

○事務局：

2点お知らせがある。

1点目は、次回の専門部会について。1月26日（金）午後7時から田無庁舎2階202・203会議室で行なう。

2点目は、シンポジウムについて。最後に資料としてチラシをつけた。西東京市における共生社会の実現ということで、シンポジウムを開催する。コーディネーターとして森田会長をお迎えして実施するので、お時間が合えば是非ご参加をお願いしたい。

○荒牧部会長：

条例案は、条例要綱みたいなものになるかもしれないが、ヒアリングをした子どもたちを中心に何らかの形で検討してもらったうえで、専門部会案という形にしたいと思っている。単にヒアリングをして子どもたちの声を聞いたということだけでなく、子どもたちに何らかの形で返して、更に意見を聞きながら進めていくことをしていきたいと思う。

閉会